

## 1 総則

### (1) 基準の性格について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下、「基準」という。）は、指定障害福祉サービス事業者等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

### (2) 基準違反に対する指導監督及び指定の取消しについて

- ・ 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新を受けられない。
- ・ 基準に違反することが明らかになった場合には、知事は、①相当の期間を定めて基準を順守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができる。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等が③の命令に従わない場合には、知事は、当該指定等を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- ・ ただし、知事は、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部もしくは一部の効力を停止することができる。
  - ア 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
    - (ア) サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかつたとき
    - (イ) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
    - (ウ) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はそ

の家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代表  
として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

イ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

ウ その他ア及びイに準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

(3) 事業者の一般原則について

- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築に向けて

指定障害福祉サービス事業者は、障害のある人がその人にあった福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整えるため、事業の実施に当たっては、暖かく地域に迎えられよう、事業内容についてあらかじめ地域の理解を得るよう努めること。